

五泉南小学校長 様

五泉市立五泉南小学校

年 組

児童氏名

療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので本届を提出します。

第3種のその他の感染症にり患し、登校許可証が不要と言われた場合は、こちらの用紙をご提出ください。

該当に○	病名	出席停止期間の基準
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
	第3種のその他の感染症 ※裏面を参照	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

発症日	令和 年 月 日
解熱した日 *インフルエンザの場合に記入	令和 年 月 日
症状が軽快した日 *新型コロナウイルス感染症、 その他の感染症の場合に記入	令和 年 月 日
登校開始日	令和 年 月 日
受診した病院・医院	

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

- インフルエンザ及び新型コロナ感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。
(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。)
- 出席停止期間の数え方については裏面を参考にしてください。
- 本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- 療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

〈出席停止期間の数え方〉

●新型コロナウイルス感染症の場合

(例1) 5/17 から登校可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症						
			0日目	1日目		
			症状軽快			

(例2) 5/19 から登校可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症								
						0日目	1日目	
						症状軽快		

●インフルエンザの場合

(例1) 5/17 から登校可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症						
			0日目	1日目	2日目	
			解熱			

(例2) 5/19 から登校可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症								
					0日目	1日目	2日目	
					解熱			

●その他の感染症

溶連菌感染症：適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能

ウイルス性肝炎 A 型・E 型：肝機能正常化後登校可能

ウイルス性肝炎 B 型・C 型：出席停止不要

手足口病：発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、
治癒期は全身状態が改善すれば登校可

伝染性紅斑：発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能

ヘルパンギーナ：発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、
治癒期は全身状態が改善すれば登校可

マイコプラズマ感染症：急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能

感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）：下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能

アタマジラミ：出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）

伝染性軟属腫（水いぼ）：出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）

伝染性膿痂疹（とびひ）：出席可能（プール、入浴は避ける）